

減免登録団体について

区 分		区 分	
帯広市主催又は委託する行事等	免除	市内の高等学校が教育目的で使用する 場合	5割減額
市内の幼稚園・保育所・小中学校 帯広南商業高等学校		市の共催する行事等	
市内の盲学校・聾学校・養護学校 が教育（保育）目的で使用する 場合		減額登録団体が青少年の健全育成、指導 者の養成に使用する 場合	
免除登録団体			

このうち、十勝管内で活動する体育団体につきましては、減免での使用の申請をされる場合には、減免登録団体としての登録が必要になります。体育施設を利用される団体は、下記の要領でお申し込みください。（受付は随時しております。）

1. 登録団体申請書に必要事項を記入し、団体規約及び年間事業計画を添えて帯広の森アイスアリーナ又は使用する施設へ提出してください。（大会の減免にあたっては、該当する大会等の要綱（前年度のものでも可）を添付して下さい。）

2. 減額登録団体として登録が決定しましたら、後日「減免登録団体決定書」を送付いたします。決定までには若干日数を要しますので、余裕を持って手続きしてください。

3. 登録期間は、申請日から当該年度末の1年度限りです、翌年度については、新たな申請が必要になります。

「減免登録団体」とは

（1）免除登録団体

- ア 帯広市内で活動する日本スポーツ少年団に登録された団体を統括しスポーツの普及振興及び青少年の健全育成を助長する団体……………例）帯広市スポーツ少年団本部
- イ 帯広市内、又は十勝管内の中学校で構成される体育団体……………例）帯広市中学校体育連盟
例）全十勝中学校体育連盟

（2）減額登録団体

- ア 十勝管内の競技者、又は競技団体を統括している単一種目の競技団体（以下「競技団体」という。）で構成された、帯広市で活動する競技団体の連合体……………例）帯広市体育連盟
十勝体育団体協議会
- イ 前号の連合体を構成する競技団体……………例）帯広市体育連盟加盟団体等
- ウ 十勝管内のスポーツ少年団を統括する団体……………例）十勝スポーツ少年団本部
- エ 十勝管内の高等学校で構成される体育団体……………例）高体連 十勝支部
例）高野連 十勝支部
- オ 十勝管内においてスポーツ振興法で定められた体育指導委員の活動を統括する団体……………例）十勝体育指導委員協議会

※会計上の都合などにより使用料の後納を希望される方は、後納申請をしてください。

※ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

一般財団法人 帯広市スポーツ振興財団 及び 各体育施設 電話(0155)48-6256(アイスアリーナ)